

保存版

PTA会則

PTA細則

生徒活動援助費運用規程



習志野市立第二中学校

この会則・細則・規程は
在籍中は卒業まで大切に保管して下さい

習志野市立第二中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 この会は習志野市立第二中学校PTAと称する。

第2条 この会の事務局は習志野市立第二中学校におく。

第2章 目的および活動

第3条 この会は会員が協力して家庭と社会における生徒の幸福な育成をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 会員相互の親睦をはかり、研修に努める。
2. 生徒の生活および教育環境をよくする。
3. その他必要と認めることをする。

第5条 この活動は教育を本旨とする民主団体として次の方針による。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に利用されてはならない。
3. 営利を目的とするような行為は行わない。

第3章 会 員

第6条 この会員となれるものは次の通りである。

1. 習志野市立第二中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わるもの。
2. 習志野市立第二中学校の教職員。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

第4章 経 理

第8条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入によって支弁される。
PTA会費は一会員月額200円とし、年1回で納入する。

第9条 この会の経費は総会において議決され、予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は会計監査を経て報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第12条 この会の役員は次の通りとする。

会長	1名	副会長	若干名（内教職員1名）		
書記	若干名	会計	若干名	会計監査	2名

第13条 会長、副会長、書記、会計、会計監査は会員中より選考委員会が選出し、総会の承認を得る。

第14条 役員任期は一年とし再選を妨げない。

ただし、やむを得ない事象が発生した場合は役員承認をもって退任することが出来る事とする。

第15条 役員任期は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
2. 会長は習志野市立第二中学校後援会副会長を兼務する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 書記はこの会の活動に関する重要事項を記録し、庶務を担当する。
5. 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、定期総会に会計報告を行う。
6. 会計監査は会計事務を監査し、定期総会において報告する。

第6章 委員会

第16条 各学級において委員を選出する。(ただし10組においてはこの限りではない)

第17条 委員は次の委員会に所属し、各活動を行う。

1. 卒業委員会は2年任期で卒業生のお祝いに関する活動。
2. 広報委員会は広報に関する活動。
3. 校外生活指導委員会は地域における生徒の生活指導および交通安全に関する活動。
4. バザー委員会はバザー実施に関する活動。
5. 家庭教育委員会は会員の研修に関する活動。

第18条 各委員会は互選により委員長を選出。活動内容の記録は他委員が行う。

第19条 この会にPTAバレーボール競技委員会をおく。

委員はPTAバレーボール部員から1名選出する。

バレーボール委員会の当番校の年度は委員長とする。

第20条 本会は必要に応じ上記以外の小委員会を設けることができる。

第7章 会議

第21条 本会運営のために次の会議をもつ。

1. 総会

総会は全会員にて構成し、本会の最高議決機関であって、毎年1回会長が招集し、決算の承認、予算および事業計画、役員承認、会則の改正、その他重要事項を決定する。

ただし、役員が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要請があるときは臨時総会を招集することができる。

総会は会員の3分の1以上の出席(ただし委任状を含む)がなければ開くことができない。

2. 企画委員会

企画委員会は会長、副会長、書記、会計、各委員会代表者1名、校長、教頭、教務を以って構成し、本会の企画運営にあたる。

3. 専門委員会

各委員会は必要に応じ委員会を開催する。

第22条 各会議における議決は出席者の過半数の賛成にて行う。

ただし、会則の改正は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

総会開催が難しい時には書面によって決議可否を取る事とする。

第8章 細則

第23条 この運営に際し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて企画委員会の議決を経て定める。

第24条 企画委員会で細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

付 則

- この会則は昭和 63 年 4 月 30 日より施行する。
- この会則は平成 2 年 4 月 28 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 3 年 4 月 27 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 5 年 4 月 24 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 6 年 4 月 23 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 7 年 5 月 6 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 9 年 4 月 19 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 10 年 4 月 18 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 11 年 4 月 17 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 12 年 4 月 15 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 13 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 15 年 4 月 23 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 16 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 17 年 4 月 20 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 18 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 30 年 4 月 27 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 4 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 5 年 4 月 26 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 7 年 6 月 1 日より一部改正施行する。

習志野市立第二中学校 P T A 細則

第 1 条 各種委員会の人員配分は次による。

※ 家庭教育委員

※ 広報委員

※ 校外生活指導委員

※ バザー委員

(上記委員会は各学年より複数名選出し 6 ～ 10 名で運営を行う)

※ 卒業委員 2 年・3 年 各学級 1 名 (2 年からの 2 年任期)

第 2 条 選考委員会

新年度の役員選出にあたり選考委員会を設置する。

選考委員会は事務局副会長 2 名、学校書記 2 名を以って構成する。

必要な場合は、各専門委員会より若干名の補佐を選出する。

第 3 条 慶弔費

次の各項に掲げるものがあつたとき、二中 P T A 名をもって該当金品を贈る。

(1) 弔慰

① 会員死亡の場合 …………… 10,000 円

② 生徒死亡の場合 …………… 10,000 円

および葬儀に 5,000 円程度の供物

③ 教職員配偶者、血族一親等、および同居の姻族一親等死亡の場合
…………… 10,000 円

(2) 転退出

会員教職員転退出の場合は在職年数にかかわらず同一金額の記念品と花を贈る。

会員外教職員転退出の場合は花を贈る。

(3) その他

上記以外でも、本会の目的に適合する場合には企画委員会の承認を得て、
適当な措置をとることができる。

尚、緊急の場合は、P T A 会長に一任し、事後承認を得る。

(4) 本会より贈る金品対しては一切の謝儀は受けない。

第 4 条 P T A バレーボール

P T A バレーボール活動は P T A 会費で運営されているため会員以外の参加は認めない。

付 則

この細則は平成 24 年 4 月 20 日より一部改正施行する。

この細則は平成 25 年 7 月 3 日より一部改正施行する。

この細則は令和 2 年 6 月 12 日より一部改正施行する。

この細則は令和 3 年 4 月 21 日より一部改正施行する。

この細則は令和 4 年 4 月 21 日より一部改正施行する。

この細則は令和 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この細則は令和 7 年 6 月 1 日より一部改正施行する。

部活動応援費・学校支援費 運用規程

- 第1条 ・部活動応援費は習志野市立第二中学校の生徒が部活動において部費では賄いきれない費用を援助する目的として運用される。
- ・学校支援費は習志野第二中学校の生徒が豊かな学校生活を送れるよう学校内で使用される物品の支援を目的として運用される。
- 第2条 部活動応援費・学校支援費 内訳
「部活動応援費月額 200 円」「学校支援費月額 100 円」とする。
また、PTA加入非加入に関わらず保護者の同意をもって年1回の納入とする。
- 第3条 部活動応援費・学校支援費の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第4条 部活動応援費・学校支援費はPTA役員が集金、運用に当たる。
- 第5条 部活動応援費・学校支援費はPTA総会において会計報告をする。
- 第6条 PTA会計監査は部活動応援費・学校支援費の会計監査を行いPTA定期総会において会計監査報告をする。
- 第7条 この規程の改正はPTA総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付 則

- この規程は平成6年4月23日より施行する。
この規程は平成7年5月6日より一部改正施行する。
この規程は平成10年4月18日より一部改正施行する。
この規程は平成11年4月17日より一部改正施行する。
この規程は平成15年4月23日より一部改正施行する。
この規程は平成16年4月21日より一部改正施行する。
この規程は平成17年4月20日より一部改正施行する。
この規程は平成18年4月21日より一部改正施行する。
この規程は令和7年6月1日より一部改正施行する。

令和 7年 6月 1日発行